歴史的建造物の保存と活用の現在

田中（たなか）　禎彦（さだひこ）
文化庁 文化財第二課長

1　はじめに

今日ほど、歴史的建造物の保存と活用が注視される時代はなかったのではないか。

この想いは、永く文化財建造物に携わってきた関係者ほど強いと思量される。インバウンド層を中心としたディープな古建築探訪や、伝統的な集落、町並みにおける町家ステイの一般化など、従来からの歴史的建造物の活用の発展形態はもとより、近代建築のリノベーションが『新建築』誌で特集されるような状況、あるいはモダニズム住宅や建築家を主題とした建築展や建築ツーリズムに対する一般建築ファンの熱量、ダムなど土木遺産を鑑賞の対象としたダムマニアの登場などなど。筆者が文化財建造物に関わり始めた30年前に比べ、歴史的建造物というワードが指す時代や類型の広がり、あるいはその保存活用に携わる職域の拡張と、これらを愛してくれる一般層への浸透を見るにつけ、何というか、隔世の感を禁じ得ない。歴史的建造物の保存活用はここまできたかと。

平成30年の文化財保護法改正を始め、近年、文化財保護を取り巻く状況は大きく変貌を遂げつつあるが、本稿では、主に重要文化財建造物（以下「重文」という）周りを中心に、近年注目に値するトピックを取り上げ、今後の歴史的建造物の保存活用の有り様について考えてみたい。



写真１　旧奈良監獄

2　近年のトピック

1）活用に振り切る――旧奈良監獄

旧奈良監獄は、明治政府による第一期監獄改築計画の一つとして明治41年に完成した。敷地中央に建つ中央看守所及び事務所を中心として５棟の舎房を扇形に並べるなど、一連の施設が良好に保存されており、歴史的価値が高いとして平成29年に重文に指定された。

現役としての刑務機能が廃止されたため、民間資金等を活用した民間事業者による保存活用が前提となった。法務省が所有しつつ、耐震改修や維持管理の経費は、運営権を得た事業者が営むホテルや賑わい施設から得る収益を充てるコンセッションが事業スキームである。

したがって、指定にあたって活用向けに異例の条件を付した。即ち、重文である建造物は現状の保存を原則としつつ、舎房については、１棟は完全に保存するものの、残り４棟については、活用のため舎房内部の独居房境の煉瓦壁や床を撤去することはあり得ると整理したのである。煉瓦造の建造物において、壁や床は躯体を構成する重要な要素であり、撤去は重大な「現状変更」にあたる。現状変更とは、文化財に直接的な変更を加える行為であり、文化財保護法に基づき、文化審議会の審議を経た上での事前許可が必要となる。許可基

準は厳しく、価値を減じる変更は認められない。旧奈良監獄はこの現状変更の容認を、あらかじめ指定説明に特記した初めての事例となった。

事業者である旧奈良監獄保存活用株式会社と協定書を締結した星野リゾートは、旧奈良監獄の価値を世界的に発信するため、国際ブランドホテルの水準である客室面積45m²の確保を求めて、独居房９房分の壁を撤去し、一室の客室に改変する大胆な現状変更を提案した。建造物の保存と活用の必然性をめぐって、文化審議会の議論は当然のごとく紛糾したが、最終的に建物の存続を最優先と考え、提案は許可された。

令和８年、旧奈良監獄は「星のや奈良監獄」と「奈良監獄ミュージアム」として開業予定である。耐震補強や大規模な改修を経て、赤煉瓦の特徴的な外観を残しつつ、内部はホテル客室や展示空間へと大きく変貌(現状変更)し、監獄の歴史と建築を体感できる施設に生まれ変わる。

今後、旧奈良監獄は文化財を保存しつつ、収益確保のために大胆な現状変更を許容した先駆事例として記憶されるだろう。

2)　保存活用計画の法定化――現役灯台の指定

平成30年の文化財保護法改正で、それまで自主的に作成、受理されてきた重文の保存活用計画が文化庁長官の認定にかかる法定計画となった。保存活用計画は、具体的な管理や防災、活用計画などに加え、当該文化財建造物の価値がどこにあるかを明らかにした上で、厳密に保存すべき箇所と、維持管理のために改変が許される箇所を明示し、所有者の発意による柔軟な活用や整備を可能とするところにポイントがある。

法定化のメリットは、計画の記載に基づく行為であれば、修理や現状変更の事前の届出や申請が不要となることで、手続きが大幅に簡略化される。

よって、これまで重文指定にかかる修理の事前届出や、厳格な規制などがハードルとなって指定できなかった、例えば海上保安庁の所有にかかる現役の灯台について、海上保安庁内の方針転換もあって指定が進捗し、現在までに18件が重文に指定されている。保存活用計画の法定化に伴う、届出不要で適時適切な維持管理(修理)が可能となったことも追い風となったといえる。

同様のことは大規模な現役の商業施設等の重文指定にも当てはまる。現役の商業施設は、専らその規制にかかる忌避感から所有者の指定同意を得るのが難しかった。これまでも、指定時に所有者と文化庁の間で覚書を取り交わし、外観や躯体、特徴のある内装などを除き、例えば一般的な居室の内装については改変を認めるなどして運用してきたが、今般、これが保存活用計画に明示的に記載されることで、法的にその緩和措置が担保された。実際、明治生命館は初の昭和建築の重文として平成９年に指定されたが(指定名称：明治生命保険相互会社本社本館)、近年、改めて保存活用計画を策定し、サッシュ窓の撤去や貸室の開口などの現状変更の事前認可を受けている。

このように、保存活用計画の導入によって、現役の施設であっても維持管理やテナント交代による模様替えなどを、手続きなしに行えるようになった。文化財指定にかかる所有者の不安材料の



写真２　犬吠埼灯台

払拭に一定の寄与をしたものといえる。

3)　戦後建築の指定――代々木競技場

令和３年、代々木競技場が重文に指定された。代々木競技場の指定の意義は、単なるスポーツ施設の文化財指定にとどまらない。いうまでもなく、この昭和39年の東京五輪のレガシーは、「世界のタンゲ」丹下健三の代表作である。大屋根は高さ約40m の巨大な柱間に張られた130m のワイヤによる吊構造を持つ。一方、このダイナミックな外観の内側には、崇高かつ包み込むような空間が広がる。代々木競技場の重文指定は、指定によって、戦後建築の一大傑作を後世に伝えることを確実としたところに最大の意義がある。

戦後建築の重文指定は、平成18年の広島平和記念資料館、世界平和記念聖堂に始まる。原爆被害にあった広島の復興の道程を示すシンボルであり、建築家丹下健三と村野藤吾の作品という意味合いもあった。

近年は、日本から世界にも発信された建築運動であるメタボリズムをリードしたメンバーである菊竹清訓の、メタボリズムの思想を先駆的に体現したスカイハウス(旧菊竹清訓自邸)を指定するなど、戦後モダニズム建築の指定を進めている。

我が国は、建築界のノーベル賞ともいわれるプリツカー賞の受賞者を世界最多の９名輩出するなど、世界に冠たる建築文化の牽引国となっている。



写真３　代々木競技場

しかしながらこれらの建築家の作品である現代建築は、総合的な価値づけがされておらず、文化財としての保存措置がほとんど講じられていない。世界的にも評価され、戦後日本の歩みを物語る近現代の建造物をできるだけ多く残していくことは我々の責務といえる。

そこで文化庁では、平成27年から「近現代建造物緊急重点調査事業」を実施。これは20世紀に建設された建築及び土木構造物について調査し、優れた建築及び土木構造物の所在地、建設年、構造、評価、現況などを集約するものである。現在、建築では８都道府県、土木では５分野で調査を実施済であり、調査成果に基づき、順次、重文指定に取り組んでいる。

4)　建築文化の振興――建築資料館の機能強化

ところが、こうした現代建築に対する評価が進む一方、相変わらず老朽化を迎えた著名建築家の作品が取り壊しの憂き目にあう事例も増えている。黒川紀章設計の中銀カプセルタワーが関係者の尽力にもかかわらず解体されたことは記憶に新しい。文化財の指定や登録の目安が建設後50年だとすると、それよりも新しい建造物の保全については、現行の文化財保護の制度では不十分だとの議論が出るのも当然であろう。

こうした観点もあって、令和５年、文化芸術基本法に基づき閣議決定された「第２次文化芸術推進基本計画」に、建築文化の振興が初めて盛り込まれた。同年には、有識者による検討会議が開催され報告書を公表した。建造物とそれを取り巻く景観、建築技術など価値の創造と受容に関わる様々な対象物や営み、人材などを含めて「建築文化」と定義し、国として、今後の時代にふさわしい建造物や景観の維持管理、継承、創造などを後押しする取組みを推進すべきとした。

その実現には、建造物や町並みに対し、文化的

価値のみならず、経済的価値も見出し、自律的・持続的に維持・活用・創造を展開するサイクルを確立する必要がある。このため、改めて令和６年に文化審議会文化経済部会のもとに建築文化WGを設置し、前記のサイクル創りに向けた必要な取組み、施策等の協議を続けている。

最終的には、近現代建築家の資料の収集、保管、展示などの普及啓発を目的として平成25年に開館した国立近現代建築資料館を機能強化し、継承すべき建造物や町並みの抽出、これを継承するための継承計画の策定の支援、あるいは改修の相談窓口や収益性を担保する経営や金融、ファンドレイジングの専門家とのマッチング等を行う、「建築文化振興センター」の設立までが構想のスコープに入っている。

さらに、近年の建築祭や建築ツーリズムの隆盛にも注目したい。通常は非公開の近現代建築などを期間限定で公開する「建築祭」が全国各地で開催され、地域の文化資源に光をあてる新たなムーブメントとして注目されている。文化庁でも「LinkArchiScape」と称した取組みを令和７年に開始し、展覧会やトークイベント、アーティストとのコラボ等、各地の建築祭をネットしつつ、その魅力と意義を広く伝えることを目指している。建築文化の振興施策の一環と考えてもらってよい。

3　おわりに

以上、歴史的建造物の保存活用に関し、注目される４事例を紹介してきた。

文化財保護法が、文化財を国民共有の財産として捉え、国が指定、保存する規定となっている以上、今後も国が指定等する文化財を責任をもって支援していく構図は変わらない。しかし、特に先進的な事例においては、歴史的建造物の保存活用の担い手は、国の支援を離れ、民間による活用に遷移しつつある。

とかく、これまで歴史的建造物の保存は、補助金頼りの金食い虫扱いで、自治体所有の文化財でも負の遺産といった側面があった。それが、今や民間のアイデア次第で、維持管理費の計上はもとより、周辺の経済活動の活発化にもつながる起爆材となり得る。そのような機運を醸成していくためにも、民間が参入しやすい環境、即ちブランド力の高い著名建築の指定や、大胆な活用を受容する規制の運用、文化財の枠組みに収まらない建築文化の継承・振興が不可欠なのであろう。

所有者の高齢化、人口減少が避けられない中、個人所有の民家や、零細な社寺などへの国の積極的な援助は、これからも続くし、繰り返しとなるが、国民の財産である文化財の次世代への継承が、国の責務であることは揺るぎない。しかし、民間導入やクラウドファンディングなどの新しい資金調達、あるいは規制に対する柔軟な考え方の導入などによって、所有者の負担を可能な限り軽減する維持管理の有り様は、これからの文化財の保存活用を考える上で、重要な課題となってくる。

文化財保護を取り巻く状況は大きく変貌を遂げつつあると述べたが、冒頭に示したような歴史的建造物への関心の高まりを好機と捉え、このトレンドを生かした歴史的建造物の保存活用が進むようアシストしていくこと。これが、今後の国の重要な使命となる予感を持っている。



写真４　国立近現代建築資料館　展示室